

長野県ホームページ広告掲載要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、県ホームページの広告枠の貸付け及びこれに掲載する広告について、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 県ホームページ 長野県（以下「県」という。）が管理する長野県公式ホームページをいう。
- (2) 広告枠 広告を掲載するため、県ホームページ上に表示された区域をいう。
- (3) 広告 文字又は画像で表示された情報で、広告枠への広告の掲載を希望する者（以下「広告主」という。）の指定するホームページにリンクする機能を有するものをいう。
- (4) 広告代理店 県から広告枠の貸付けを受けた者をいう。

(広告枠の位置等)

第3条 広告を掲載する位置及び広告枠の数は、広報・共創推進課長が定める。ただし、県ホームページの各ページを所管する所属長は、広報・共創推進課長の承認を得て、その所管するページにおいて広告を掲載する位置及び広告枠の数を別に定めることができる。

(広告枠の貸付け)

第4条 広告枠は、すべてを一括して一者に貸し付ける。

2 広告枠の貸付けの期間は、原則として1年間とする。

(貸付料)

第5条 第5条 広告枠の貸付料は、県が指定する期日までに1年分を一括して徴収する。

2 徴収した貸付料は、還付しないものとする。ただし、広告代理店の責めに帰すべき事由がなく県が掲載すべき広告を掲載しない期間が1日を超えると、第17条の規定により広告枠の全部若しくは一部を県ホームページから削除したとき又は貸付料を還付する特別の事由があると県が認めるときは、この限りでない。

3 機器等の保守又は工事を行うときその他別に定めるときに県が県ホームページの運営を一時停止する場合は、前項ただし書の規定は適用しない。

(広告掲載の申し込み)

第6条 広告主は、広告代理店に広告の掲載を申し込むものとする。

(広告の種類等)

第7条 広告枠に掲載する広告の種類は、バナー広告とする。

2 広告の規格及び禁止表示は、別に定める。

(広告主の基準)

第8条 次の各号に掲げる者の広告は、広告枠に掲載しない。

- (1) 法令に違反している者
- (2) 県税を滞納している者
- (3) 物品購入等入札参加資格者に係る入札参加停止措置要領（平成23年3月25日付け22管第285号）に基づく入札参加停止を受けている期間中の者
- (4) 清算手続中の者、破産手続中の者、再生手続中の者、更生手続中の者、承認援助手続中の者又は特別清算に関する手続中の者
- (5) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条第1項に規定する風俗営業、同条第5項に規定する性風俗関連特殊営業、同条第11項に規定する特定遊興飲食店営業、同条第13項に規定する接客業務受託営業を営む者又は同法第33条第1項で公安委員会に届出書を提出しなければならないとされている酒類提供飲食店営業を深夜において営む者
- (6) 長野県暴力団排除条例（平成23年長野県条例第21号）第2条第2号に規定する暴力団員又は同条例第6条第1項に規定する暴力団関係者
- (7) インターネット異性紹介事業を利用して児童を誘引する行為の規制等に関する法律（平成15年法律第83号）第2条第3号に規定するインターネット異性紹介事業者
- (8) 前各号に掲げる者のほか、県ホームページ上に広告を掲載することが適当でない者として別に定めるもの

(広告等及び広告から直接リンクするページの内容の基準)

第9条 広告又は広告主の指定するリンク先のホームページ全体（以下「広告等」という。）の内容が次の各号のいずれかに該当する場合は、当該広告は広告枠に掲載しない。

- (1) 法令等に違反するもの又はそのおそれがあるもの
- (2) 公の秩序若しくは善良の風俗に反するもの又はそのおそれがあるもの
- (3) 県ホームページの運営に支障をきたすもの
- (4) 人権その他の他者の権利を侵害するもの又はそのおそれがあるもの
- (5) 政治性又は宗教性のあるもの
- (6) 意見広告など特定の主義主張を目的とするもの
- (7) 事実と異なるもの
- (8) 誇大な表現を含むもの、明示すべき事項を明示していないものなど虚偽であるもの又は

誤認されるおそれのあるもの

- (9) 広告であること又は広告等の内容が不明確であるもの
 - (10) 広告主の名称、連絡先等が明示されていないなど責任の所在が不明確であるもの
 - (11) 個人の氏名を広告するもの
 - (12) 不当な比較広告
 - (13) 競馬、競輪、競艇、小型自動車競走、パチンコその他これらに類するものに関するもの
 - (14) 占い、運勢判断その他これらに類するものに関するもの
 - (15) 債権の取立て、示談の引受けその他これらに類するものに関するもの
 - (16) たばこの販売を促進する目的のものその他これに類する目的のもの
 - (17) 前各号に掲げるもののほか、県ホームページ上に掲載することが適当でない広告等の内容として別に定めるもの
- 2 前項に規定する場合のほか、広告から直接リンクするページの内容が、県ホームページ上から直接リンクすることが適当でないものとして別に定めるものに該当する場合は、当該広告は広告枠に掲載しない。

(地域性及び公共性の考慮)

第 10 条 広告代理店は、県ホームページの性格を考慮し、地域性及び公共性の高い者の広告を掲載するよう努めなければならない。

(広告の原稿の作成及び提出)

第 11 条 広告の原稿は、広告代理店が作成するものとする。

- 2 広告の原稿の作成に要する経費は、広告代理店が負担するものとする。
- 3 広告代理店は、広告の掲載を開始しようとする日（以下「掲載開始日」という。）の 14 日前までに、当該広告の原稿を県が指定した場所に提出しなければならない。

(広告主及び広告内容の審査)

第 12 条 前条第 3 項の規定により広告の原稿が提出されたときは、県は、当該原稿に係る広告主並びに広告等及び広告から直接リンクするページの内容（以下「広告内容」という。）を審査し、広告主及び広告内容が適当なときは、広告の原稿の引渡しを受ける。

- 2 前項の審査の結果、広告内容が第 7 条及び第 9 条に規定する基準等を満たしていないときその他広告内容が不適当なときは、県は広告代理店に対し、広告内容の補正等を指示するものとする。
- 3 前項の指示があったときは、広告代理店は、県が指定する日までに広告内容の補正をしなければならない。この場合において、指示の内容が広告の補正であるときは、広告代理店は、県が指定する日までに補正後の広告の原稿を提出しなければならない。
- 4 前項の規定による補正後の広告内容の審査については、第 1 項の規定を準用する。

(広告の変更)

第 13 条 広告代理店は、広告主の情報に変更がない場合は、リンク先、掲載期間、広告の原稿等を変更することができ、その内容は別に定める。

- 2 広告代理店は、前項の規定により変更しようとする場合は、変更しようとする日の 14 日前までにその旨を書面で県に申し出るとともに、該当する原稿等を提出する。広告内容の審査については、前条の規定を準用する。

(広告の掲載時期)

第 14 条 県は、第 12 条第 1 項の規定により引渡しを受けた広告の原稿を貸付期間の初日の午前 9 時に掲載する。

- 2 契約期間中に広告を掲載又は前条の変更をしようとするときは、掲載開始日の前日の午後 1 時から午後 5 時までの間に広告枠に掲載するものとする。ただし、掲載開始日の前日が日曜日若しくは土曜日若しくは国民の祝日に関する法律（昭和 23 年法律第 178 号）に規定する休日又は 12 月 29 日から翌年の 1 月 3 日までの日（以下「日曜日等」という。）に当たる場合は、その日の直前の日曜日等でない日の午後 1 時から午後 5 時までの間に掲載するものとする。

(広告の削除)

第 15 条 広告代理店は、広告枠に掲載されている広告を削除することができる。

- 2 広告代理店は、前項の規定により広告を削除しようとする場合は、その旨を書面で県に申し出なければならない。
- 3 県は、広告主又は広告内容が第 7 条から第 9 条までに規定する基準等を満たしていないときその他広告を掲載することが適当でないと判断したときは、直ちに広告を削除することができる。
- 4 前項の場合において、県は速やかにその旨を広告代理店に通知するものとする。

(広告代理店の責務)

第 16 条 広告代理店は、広告内容に関するすべての事項について一切の責任を負うものとし、第三者の権利の侵害、財産権の不適正な処理、第三者に不利益を与える行為その他の不正な行為を行ってはならない。

- 2 広告代理店は、広告の掲載に関し第三者に損害を与えたときは、その損害を賠償しなければならない。
- 3 広告代理店は、広告主の指定するリンク先のホームページの事故その他の広告の掲載に支障のある事故が発生したときは、直ちにその旨を県に報告しなければならない。

(広告枠の削除)

第 17 条 県は、社会状況の変化等により、広告枠の全部又は一部を県ホームページから削除することができる。

(補則)

第 18 条 この要綱に定めるもののほか、広告枠の貸付け及び広告の掲載について必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、平成 19 年 1 月 18 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 20 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 24 年 1 月 27 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 27 年 1 月 5 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 28 年 12 月 19 日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 2 年 12 月 3 日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。